





・裁判で上手に勝つ方法の体得!(裁判所、特許庁、弁護士との意見交換) ・メンバーのレベルアップ!(弁護士とのコラボレーション検討会)

## 先使用権 –いかに備えておくか? – 第1小委員会

■企業アンケートと裁判例からみえる先使用権を巡る課題と解決策を検討

●先使用権の確保に向けた企業の取り組み

53%

47%

留意事項と対応策の提言に向け検討中!

\*判決日 平成20年1月1日~平成30年5月14日

先使用権の活用等に際しての

認容

否認容

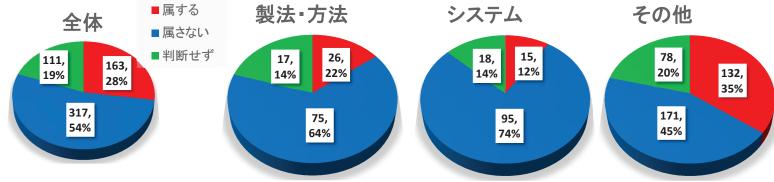
- ・『先使用権制度の円滑な活用に向けて』が 一定の指針
- ・企業の悩み ~ 証拠管理ルールの策定&実行の負荷大、対効果 etc.

●裁判所の先使用権判断傾向 ●裁判での争点化ポイント

	-
知得ルート	8件
発明の完成	14件
実施/準備	34件
実施形式/変更	26件
その他	3件

証拠・立証 -侵害をうまく立証するには?- 第2小委員会

■侵害の発見・立証が難しい特許において、訴訟で用いられた証拠を調査 侵害の立証が困難と言われているケース(製法・方法、情報処理システムなど)でも 侵害訴訟において充足が認められている事例が多数存在する。



どのような証拠が用いられたのか調査し、十分な立証を果たすために留意すべきことや工夫すべきこと、権利形成段階で留意しておくべきこと等について提言することを目指す。

## 異議申立 -情報提供・早期審査・分割出願との関連- 第3小委員会

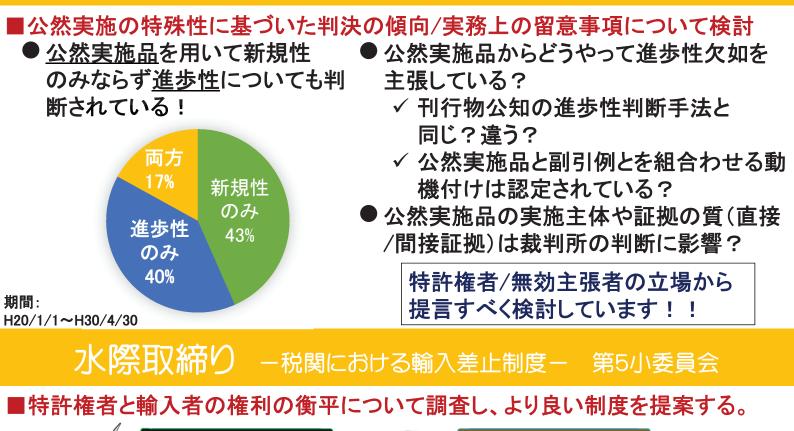
## |異議申立の結果に権利の性質、申立の情報がどのような影響を与えるか?

<ul> <li>●調査観点 2018年5月~837件(暫定)を調査</li> <li>【権利の性質】・情報提供・早期審査・分割出願</li> <li>【申立の情報】・非特許文献の提出・実験成績証明書の提出 etc</li> <li>●調査項目 ・根拠条文・取消理由率、取消率/維持率</li> </ul>									
	調査観点	割合/全体	取消理由率(対比)	維持率	注目点	・実験成績書の影響			
	情報提供	27%	<b>74%</b> (75%)	83%	記載不備採用率高し	<ul> <li>・非特許文献の影響</li> <li>・調査期間の拡大</li> </ul>			
	早期審査	24%	<b>73%</b> (76%)	89%	影響なし				
	分割出願	16% <sup>**1</sup>	<b>70%</b> (75%)	91%	分割出願の異議率高し				

※1 参考;2012年~2013年の出願全体の分割出願割合;7%弱

※2 対比:それぞれの調査観点が実施されていないもの

## 公然実施 - 公然実施品で無効主張するには- 第4小委員会



🚓 🏂 📻	受理手続		認定手続	
	< <u>対象物</u> が <u>特許権</u> を侵害するか> 権利者の申請 ↓ 税関HPIこ公表		< <u>対象物</u> と <u>輸入物</u> が同一か> 税関が被疑侵害物を発見 ↓ 認定手続の開始	税関
	↓ 受理手続の開始 ・権利者、利害関係者の意見 提出(10日以内→補正25日) ・専門委員に意見照会	被疑侵害物	・権利者、輸入者、利害関係 人の意見提出(10日以内) ・貨物点検、見本分解検査 ・専門委員や特許庁に意見照会 ・必要に応じ権利者に担保供託	<b>輸入差止</b> 検討内容 権利者、輸入者の 一方が有利な制度に
権利者の申請	→ 決定(受理・不受理・保留) ↓ 受理の場合は税関HPに公表	発見	命令 ↓ 侵害該非を認定 通関解放 ↓ ↓ (通関解放金の供託) 通関 輸入差止	なっていないか ①意見提出期間の 長短について ②異議の申立方法 etc